

青森市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の概要

総合事業とは

総合事業は、介護保険法の改正に伴い、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、高齢者の介護予防と地域の支え合い体制づくりを推進する事業であり、本市では平成29年4月から実施している。

目的

- (1) 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、自らの能力を活かして活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域の中で、人とつながり、集い、支え合うことなどを通じて、生きがいづくりや生活支援、介護予防が図られる地域づくりを行う。

1 介護予防・生活支援サービス事業

【対象者】

- ① 要支援認定を受けた者
- ② 基本チェックリスト該当者（事業対象者）

事業名	内容
介護予防ケアマネジメント事業	要支援者等に対する自立支援に向けたケアマネジメント
介護予防訪問介護相当事業	訪問介護員による身体介護や生活援助
介護予防通所介護相当事業	介護事業所での食事や入浴等の生活上の支援及び機能訓練

2 一般介護予防事業

【対象者】

第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

事業名	内容
介護予防対象者把握事業	閉じこもり等何らかの支援を要するかたを早期に把握し、地域の介護予防活動につなぐ
介護予防普及啓発事業	ロコモ予防体操指導等、地域での主体的な取組を支援
こころの縁側づくり事業	地域に交流の場をつくり、生きがいづくりと仲間づくりを進める ・地域のつどい ・まちなかいきいきサロン
高齢者生きがい対策事業	健康農園での耕作を通じた健康づくり・冬場の体力づくり
ボランティアポイント制度	高齢者が施設や地域でボランティア活動をした場合にポイントを付与
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等の知見を活かし、地域の介護予防の取組の機能強化を図る
介護予防評価事業	市が行う総合事業を自ら評価し、改善を図る